

# 令和3年第11回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和3年11月19日（金） 午前9時30分～10時55分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員（7名）

3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
		6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 美奈子
9番	吉留 義晃	10番	池山 淳一

(2) 推進委員（20名）

14番	山崎 博文	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
17番	内村 正二	15番	久保 蘭 貴政	16番	轡 直樹
		18番	三腰 修一		
23番	東條 好廣	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
26番	堀之内 睦	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
29番	竹之内 重則	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
32番	楠元 伸一			31番	下境田 公治
35番	小坂 和良			34番	坂元 智一

(3) 職員（5名）

事務局長	出水 隆
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主事	上西 雅人
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（3名）

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一	5番	田畑 和成
----	-------	----	-------	----	-------

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可（農委）申請について	(8件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(3件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(89件)
(4) 議案第4号	非農地証明願について	(1件)
(5) その他		

6 その他

事務局長	ただ今から令和3年第11回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、1番豊増委員、2番坂元委員、5番田畑委員の3名から、欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、11番下市委員、19番竹井委員、20番長野委員、30番山口委員、33番肝付委員の5名から、欠席の申し出があり、20名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、3番山内美千代委員、4番前野浩司委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。  それでは、1ページ議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしますが、本日出席されている推進委員に関わる議事参与制限の案件が2件ありますので、その案件を先に審議していたします。 1ページ11-5番、6番を議題といたします。 ■■■■推進委員の退室をお願いします。{■■■■推進委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (■■■■)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 11-5番 所在：久富木■■■■，地目：田，農振農用地区域内，面積1427㎡，所有権移転の贈与 11-6番 所在：船木■■■■，地目：田，農振農用地区域内，面積1279㎡，所有権移転の売買，所在：船木■■■■，地目：田，農振農用地区域内，面積643㎡ 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
21番委員	11-5について説明します。■■■■の田んぼは、現在耕作されており、渡

人の■■■さんと受人の■■■さんは、親戚関係にあり今までほかの方が耕作されていましたが、■■■さんに譲渡すということになったようです。境界等もしっかりしていても今後現在耕作されている方が耕作されるということです。

続きまして、11-6です。■■■■で青果市場のそばにありまして、元々中間管理機構で貸借をされていたのですが、売りたいということで購入者を探されましたが、最終的には■■■さんが購入するということになったようです。境界、進入路等も問題ありませんでした。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-5番、6番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-5番、6番は、許可することに決定いたします。

■■■推進委員の入室をお願いします。{■■■推進委員入室}

議長

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ11-1番から4番、2ページ11-7番、8番を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

(■■■)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明

11-1番 所在：柏原■■■■，地目：畑，農振農用地区域外，面積128㎡，所有権移転の売買

11-2番 所在：柏原■■■■，地目：畑，農振農用地区域内，面積7978㎡，所有権移転の贈与

11-3番 所在：広瀬■■■■，地目：畑，農振農用地区域外，面積60㎡，所有権移転の売買

11-4番 所在：平川■■■■，地目：田，農振農用地区域外，面積660㎡，所在：平川■■■■，地目：田，農振農用地区域外，面積429㎡，所有権移転の贈与

11-7番 所在：船木■■■■，地目：田，農振農用地区域内，面積629㎡，所在：船木■■■■，地目：田，農振農用地区域内，面積415㎡，所有権移転の売買

11-8番 所在：湯田■■■■，地目：畑，農振農用地区域外，面積776㎡，所有権移転の贈与

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11-1番をお願いします。

26番委員

11-1について説明します。この畑は、■■■さんのお母さんが住んでおられた家の隣になります。お母さんが亡くなられて、町の空家バンクに登録したところ、■■■さんから購入の申し出があり、不動産業者と通じて売買

に至りました。現地は、境界等もはっきりしており問題ありませんでした。

議長 11-2 番お願いします。

27 番委員 11-2 番について説明します。■■■■さんと■■■さんは親子関係です。農業用ハウスを5棟、マンゴーとみかん、野菜等を作られています。境界、進入路ともに何ら問題はありませんでした。

議長 11-3 番お願いします。

14 番委員 譲渡人の■■■■さんは高校卒業後地元を離れて15年以上になる方です。また、譲受人の■■■■さんは、■■■■の社会福祉法人にお勤めの方で、申請地の向かい側に住んでいらっしゃる方で今回、空家付随の農地として取得されたようです。境界、進入路ともに何ら問題はありませんでした。

議長 11-4 番お願いします。

事務局 担当委員が欠席のため、事務局で説明します。  
渡し人の■■■さんは、高齢で現在も受人の■■■さんが耕作されています。今回■■■さんから「もらってこないか」と申し出があり、譲り受けることになったようです。境界、進入路等に問題ないということでした。

議長 11-7 番お願いします。

16 番委員 現地は、船木の公設市場から入って、五反田川沿いにある田んぼです。渡し人は、■■■■の方で、受人は船木在住の■■■■をされながら農業をされている方です。今回、渡し人が農地を売りたいと話があり、地元船木の方に相談した結果購入に同意されました。境界、進入路等に問題ないところでした。

議長 11-8 番お願いします。

13 番委員 11-8 について説明します。場所は、鶴田の給油所の南側の農道沿いにあります。■■■■さんと■■■さんの関係は、■■■さんの奥さんが■■■さんの娘さんです。娘さんの旦那さんに贈与されるということです。今まで耕作されていたのですが、高齢で管理が難しくなったということで、贈与するとのことになったようです。境界、進入路ともに何ら問題はありませんでした

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から4番は、7番、8番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の11-1番から4番、7番、8番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、3ページ議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」11-1番について説明  
所在：虎居( )，地目：畑，農振農用地区域外，395 m<sup>2</sup>，  
地種：第1種農地と判断，形態：転用，用途：一般住宅用地，施設：一般住宅，施設面積：100.61 m<sup>2</sup>，申請事由：申請地を譲り受け（売買）一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いします。

12番委員 11-1について説明します。7月の総会の7-4，7-5に続く申請であります。許可された部分については，すでに造成工事に着手されていまして，事前に現地を確認した際は，境界杭が確認できず，代理人に復元を依頼。11日の現地調査の際は，境界杭が復元されており確認することができ，特に指摘するようなことはありませんでした。なお，家庭排水等については，すでに造成された側溝に流すとのことで特に問題はないと思います。

議長 次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について，事務局の説明をお願いします。

事務局 ( ) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして，許可相当。なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。本件につきましては，第1種農地の案件であることから，県の常設審議委員会に意見聴取を求める案件であります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について，承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので，議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-1番については，許可することに決定いたしました。

なお，本件は，第1種農地の案件であることから，県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長 次に，議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について説明  
所在：求名( )，地目：畑，農振農用地区域外，1722 m<sup>2</sup>，



れます。家庭雑排水については、合併処理浄化槽を設置される予定で特に指摘する事項はありませんでした。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 ( ) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の11-3番については、許可することに決定いたしました。

次に、4ページ議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の4ページ農用地利用集積計画書、集積計画総括表について説明

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。

12ページ11-13番を議題といたします。

( ) 推進委員の退室をお願いします。( ) 推進委員退室

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の12ページ11-13番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11-13番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定11-13番については、妥当とすることに決定いたします。

( ) 推進委員の入室をお願いします。( ) 推進委員入室

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の6ページから53ページの推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
( )

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の6ページから53ページの推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、54ページ議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
( )

議案第4号「非農地証明願について」の11-1番について説明  
所在：平川( )番ほか、田2筆、1148㎡、判定地目：原野

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。

17番委員

現地は、平川から紫尾に抜ける町道から入ったところで、周りはずでに荒地地となっています。この2筆だけは田のままとなっており、非農地もやむを得ないと思われました。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

6番委員

図面を見ると申請地の下の方も田があるように見えるのですが、その下はどうなっているのでしょうか？

17番委員

その下も耕作放棄地で荒れています。さらに下は、ため池になっていません。周辺すべて耕作放棄地でした。

事務局

事務局で地目を確認したところ、2筆の下は農地ではなくなっていました。2筆だけが残っていたようです。

議長

ほかにございませんか。

それでは採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)



全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。

議長

次に、議題（5）「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。  
（なしの声あり）  
事務局は何かありますか。  
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他で皆様から何かありませんか。

12番委員

以前時吉に許可をされた営農型の太陽光発電施設について、事務局にお尋ねします。私の知り合いから「現況の状態でも特に問題はないのか。」問い合わせがありました。この件についてどうなのか伺います。私が現地に出向いた時には一部しいたけ栽培がされていましたけれども、ほとんどが荒廃し、また育苗箱などを置くなどして倉庫代わりと思えるような状態がありました。どのようにお考えかお聞かせください。

事務局

( )

最近といいますか、少し前まで、なかなかシイタケの原木を置かれてなかったのですが、何回となく現地を確認していました。本人さんに状況を確認したところ、シイタケ栽培を始めるにあたって、数か月研修に行かれたということでした。それから、シイタケのほだ木を購入、こま打ちをされ、今は寝かせている状態ということ聞いています。今後、しばらく寝かせた後でパネルの下に並べていかれるということで、経過を見ているところです。

12番委員

分かりました。

13番委員

湯田も同様のことで許可されたのですが、何年経過を見ていけばいいのか、教えてください。

事務局

( )

制度上は毎年2月末までに営農の状況を報告するようになっています。そのことについては、関係者には伝えてあります。報告の際には、どれだけの収量があったということを報告するようになっています。担当の推進委員さん方には、日頃の農地のパトロールの中に必ず入れ込んでおいていただきたいと思います。全く耕作されないということがいち早く分かれば、事務局から関係者に連絡を取って指導ができると思います。よろしく願います。

13番委員

報告書については、教えていただけるのでしょうか？

事務局

( )

報告があった場合には、写しを配布する予定です。

議長

ほかにありませんか。  
無ければ事務局より事務連絡はありませんか？

事務局

(事務局より連絡事項あり)  
・総会日程について（12月～3月）  
・非農地判断（証明）と農振除外について（資料配布）

- ・推進委員辞任に伴う欠員募集について
- ・令和2年度県農業者年金加入推進活動「若者の新規加入部門2位」受賞報告

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。  
無いようですので、以上をもちまして令和3年第11回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員